

平成26年対応方針のフォローアップの状況（「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの）

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

	提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
1	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	総務省、 経済産業省	創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、 <u>原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において審議中 ※資料1 重点事項31
2	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出受理権限の移譲	総務省	財産処分の届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で、権限移譲の対象とする財産処分の範囲等の検討を進め、 <u>平成27年中に結論を得る</u>	平成27年2月25日付け事務連絡により、都道府県の意見聴取を実施（5月中旬の回答期限）。再度の意見聴取に向け、現在、回答結果を取りまとめ及び検討中。検討を進め、平成27年中に結論を得る。
3	法務業務に係る各種証明書交付事務の権限移譲	法務省	不動産登記及び商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付事務（不動産登記法119条及び120条、商業登記法10条及び12条）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平18法51）に基づく民間委託との関係や行政の効率化の観点に留意しつつ、登記所等が遠隔地に所在し利用が困難な地域の希望する市町村において、登記事項証明書等の交付を受けられるようにするなど、住民サービスを改善する方策について検討を進め、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	登記事項証明書等の交付を受けられるようにするための住民サービスの改善策案を関係団体に提案し、検討を行っている。

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、 平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

	提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
4	教育課程特例校の指定にかかる権限移譲	文部科学省	<p>教育課程特例校の指定（施行規則55条の2、79条、85条の2及び132条の2）については、学校における翌年度の教育課程の編成に支障が生じないように、前年度の12月を目途に地方公共団体に通知することとする。</p> <p>また、指定権限の地方公共団体への移譲について、地方公共団体の意見も踏まえて課題等を精査した上で検討し、<u>平成27年中に結論を得る。</u></p>	<p>○平成27年度の指定については、平成26年12月24日付けで指定書を発出。平成28年度以降の指定についても同様に行う予定</p> <p>○指定権限の地方公共団体への移譲については、教育内容の質を確保しつつ、教育課程特例の実施を設置者において決定できるように検討中</p>
5	総合衛生管理製造過程の承認等における事務・権限の移譲	厚生労働省	<p>総合衛生管理製造過程の承認等については、地方分権の観点及び食品の安全性の確保を図る観点から、現在、地方厚生局が行っている承認等を含め、制度の在り方について検討し、<u>平成27年中に結論を得る。</u></p>	<p>制度の在り方について、権限や実務等を含め、検討を行っているところであり、平成27年中に結論を得る。</p>
6	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲	厚生労働省	<p>厚生労働省が設定する各臨床研修病院における研修医の募集定員については、都道府県が希望する場合には、直近の研修医採用実績を踏まえ設定される都道府県の調整枠に加え、人口、医学部入学定員、地理的条件等に応じ設定される基礎数も含めて、当該都道府県が各臨床研修病院に配分できるようにする方向で検討し、<u>平成27年中に結論を得る。</u></p>	<p>「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について（平成27年3月31日医政発0331第41号）を発出し、都道府県が希望する場合には、調整枠に加え基礎数も含めて、各臨床研修病院に募集定員を配分できることとした。</p> <p>※資料1 重点事項34</p>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

	提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
7	指定検査機関（食鳥検査法の指定検査機関）の指定等の権限移譲	厚生労働省	指定検査機関の指定及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区に移譲する方向で検討を進め、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	平成28年通常国会への法律改正案提出に向けて、関係者との実務面での調整や法制面での検討を行っているところ。
8	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	経済産業省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省	特定事業者等（事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、 <u>平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	○平成27年5月開催の総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会において、都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について検討 ○全国的な整合的・統一的な運用の担保、企業秘密を内包する省エネ法届出情報の厳格な管理の担保と目的外使用の禁止等都道府県等における情報管理の在り方についても十分な検討が必要との方向性が示された。 ○このような点について都道府県等や関係者と検討を進めているところ。

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

	提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
9	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲	農林水産省 経済産業省	事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において審議中 ※資料1 重点事項30
10	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	経済産業省	商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務・権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平26法51）38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について <u>平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平26法51）38条が4月1日に施行されたところであり、その施行状況及び関係団体の意見を踏まえ、検討中
11	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲	経済産業省	以下に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえつつ、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において審議中 ※資料1 重点事項32

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、 平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

	提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
12	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務)	国土交通省	ホテル及び旅館の登録制度の在り方については、旅行者及び業界の意向やニーズを調査し、その結果等を踏まえ、抜本的な見直しも視野に入れて検討を行い、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	平成26年10月以降、(一社)日本旅館協会、(一社)日本ホテル協会との意見交換を実施中。その結果を踏まえ、平成27年中に結論を得る。
13	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	環境省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、 <u>原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成27年11月開催予定の中央環境審議会循環型社会部会において検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
14	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	環境省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、 <u>原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成27年11月開催予定の中央環境審議会循環型社会部会において検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、 平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

	提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
15	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	環境省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、 <u>原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成27年11月開催予定の中央環境審議会循環型社会部会において検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
16	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲	環境省、経済産業省	小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、 <u>原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成27年11月開催予定の中央環境審議会循環型社会部会において検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
17	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	環境省、経済産業省	自動車製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査並びに自動車製造業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、 <u>原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成27年11月開催予定の中央環境審議会循環型社会部会において検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

	提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
18	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	環境省、経済産業省	認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、 <u>原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成27年11月開催予定の中央環境審議会循環型社会部会において検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

② 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

	提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
19	一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲	国土交通省	一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路を変更する場合の決定主体については、都市計画の変更に際して合理的な対応ができるよう、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて運用方法を検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	平成26年12月より運用実態等について調査を行ってきたところであり、当該調査結果を集計し、対応方針を検討中 ※資料1 重点事項35

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

③ 義務付け・枠付けの見直し等

	提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
20	地方債協議制度から届出制度への移行	総務省	地方債の発行に関する国の関与の在り方（5条の3等）については、地方公共団体、市場関係者等の意見を踏まえ、地方債の信用維持等の観点に留意しつつ、届出制度の対象範囲等について検討を進め、 <u>平成27年度中に結論を得る。</u>	平成26年11月から開催している地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会において検討を進めているところ。
21	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止	総務省、農林水産省、国土交通省	都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手続の一本化について検討を進め、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	平成27年5月、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議の手続きを通知するに際して、事前協議を廃止
22	定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件の緩和	総務省	定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の要件の考え方も参考に検討を進め、 <u>平成27年度中に結論を得る。</u>	平成27年度に開催予定の「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」での議論を経て、本項目について平成27年度中に結論を得る。
23	要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等・医療費・学校給食費）について、市町村への交付金化による事務の合理化	文部科学省	単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	平成28年度予算編成過程において、単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討中

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

③ 義務付け・枠付けの見直し等

	提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
24	特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）について、市町村への交付金化による事務の合理化	文部科学省	単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、 <u>平成27年</u> 中に結論を得る。	平成28年度予算編成過程において、単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討中
25	社会医療法人の認定要件緩和・拡充	厚生労働省	社会医療法人の認定（42条の2第1項）については、以下の方向で認定要件の緩和について検討し、 <u>平成27年度中の実施を目指す</u> 。 ・二の都道府県において病院及び診療所を開設する医療法人について、全ての医療機関が一の二次医療圏及び隣接する市町村に設置されている場合には、当該二の都道府県の医療計画に必要な事項が記載されていること等を要件として、当該病院において救急医療等確保事業を実施することにより、社会医療法人として認定できることとする。 ・へき地の医療の確保に必要な事業に係る業務の基準として、へき地診療所への医師の派遣等の要件について、へき地医療拠点病院への医師の派遣及び当該へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師の派遣等についても加え、社会医療法人として認定できることとする。	○二の都道府県において病院及び診療所を開設する医療法人に係る要件について、医療法（昭和23年法律第205号）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の改正を行う予定 ※法律案を平成27年通常国会に提出中 ○へき地診療所への医師の派遣等の要件について、医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第119号）を平成27年3月31日付けで改正

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

③ 義務付け・枠付けの見直し等

	提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
26	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	厚生労働省	介護事業主が策定する改善計画の認定（8条）の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	改善計画を活用した実効性のある仕組みを検討中。検討にあたっては、今年度の11月までに各都道府県に設置している介護労働懇談会を活用して意見を聴取し、平成27年中に結論を得る。
27	認定職業訓練助成事業費（運営費）における補助対象経費の算定基準の緩和	厚生労働省	認定職業訓練助成事業については、訓練生の人数要件の緩和を含め、制度の活性化について検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	「平成27年度職業能力開発校設備整備費等補助金（認定職業訓練助成事業費）における補助対象経費の算定基準について（平成27年4月10日能発0410第5号）」を発出し、訓練生の人件数を緩和

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

③ 義務付け・枠付けの見直し等

	提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
28	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	農林水産省 厚生労働省、 経済産業省、 国土交通省	農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域（2条1項）に係る人口要件（施行令3条）の緩和を含めて見直しを検討し、 平成27年中に一定の結論を得る。	有識者（地方自治体関係者（OBを含む））による検討会を3月から随時開催し、検討を進めているところ。
29	都道府県による保安林の解除に係る国の同意協議の廃止	農林水産省	法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議（26条の2第4項2号）については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、 平成27年中に結論を得る。	制度の運用実態を調査（9月末まで）し、平成27年中に結論を得る。 ※資料1 重点事項33
30	公営住宅における寡婦（夫）控除のみなし適用	国土交通省	入居者の収入の算定（施行令1条3号）上、非婚の母又は父についても、寡婦控除又は寡夫控除の対象とすることについて検討を行い、 平成27年中に必要な措置を講ずる。	公営住宅法施行令（昭和26年6月30日政令第240号）について改正を検討中 ※資料1 重点事項36

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

③ 義務付け・枠付けの見直し等

	提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
31	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和	国土交通省	地域限定旅行業を営む地方公共団体については、営業保証金の供託義務（7条1項）及び旅行業務取扱管理者の資格要件（11条の2第5項）の在り方について検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	自治体からの要望内容も含め、（一社）日本旅行業協会、（一社）全国旅行業協会と旅行業登録要件について意見交換を実施中。その結果を踏まえ、平成27年中に結論を得る。
32	都市公園の占用期間の条例委任	国土交通省	地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設（施行令12条10号）に係る占用期間（施行令14条3号）の区分については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	運用実態等を調査するなどして、見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。 ※資料1 重点事項37
33	駐車場法施行令の見直し	国土交通省	路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項（施行令7条1項1号）及び換気装置の設置基準（施行令12条）については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	児童公園からの距離に関する事項については、制度の運用実態を踏まえ、検討中。 換気装置の設置基準については、7月から有識者検討会を開催し、現在の基準の妥当性について専門的・技術的見地から検証を行っているところ。
34	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で定めることとする規制緩和	国土交通省	流水占用料等の徴収方法（施行令18条2項1号）については、都道府県の意見を踏まえて条例委任について検討を進め、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	平成26年11月に地方公共団体に対し調査を実施。調査結果を整理し、必要に応じて更に都道府県に意見聴取を行い、引き続き条例委任の可否について、具体的な検討を進める。

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

③ 義務付け・枠付けの見直し等

	提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
35	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大	国土交通省	開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、公園等の設置基準（施行令25条6号）については、制度の運用実態や地方公共団体等の意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園等の設置を義務付ける下限面積を条例に委任することを含めて見直しを検討し、 平成27年中に結論を得る。	地方分権改革有識者会議提案 募集検討専門部会において審議中 ※資料1 重点事項38
36	都市計画の軽易な変更の見直し	国土交通省	市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項（施行規則13条の2）については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、 平成27年中に結論を得る。	地方分権改革有識者会議提案 募集検討専門部会において審議中 ※資料1 重点事項39
37	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止	国土交通省	町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議（19条3項（21条2項で準用する場合を含む。））については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、 平成27年中に結論を得る。	地方分権改革有識者会議提案 募集検討専門部会において審議中 ※資料1 重点事項40
38	公共下水道の設計者等の資格制度の条例委任について	国土交通省 及び環境省	公共下水道又は流域下水道の設計若しくは工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要件（施行令15条及び15条の3）のうち技術上の実務従事経験について、下水道管理をめぐる状況の変化に鑑み、下水道以外の一定のインフラに関する経験を算入できるようにするとともに、下水道に関する経験を緩和する方向で検討を行い、 平成27年中に必要な措置を講ずる。	下水道法施行令（昭和34年政令第147号）、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）、下水の処理開始の公示事項等に関する省令（昭和42年厚生省・建設省令第1号）について改正を検討中